

第 1 2 回定例委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 16 号議案「平成 31 年度芦屋市小中学校教職員異動方針について」を議題とします。提案説明を求めます。

教職員課主幹) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 平成 31 年度の県教委の人事異動方針は、平成 30 年度のものの変更点はありますか。

教職員課主幹) 県からは、特に大きな変更はなく、昨年度と同様の内容を伺っております。

教 育 長) わかりました。教職員異動方針と再任用の先生との関係性はあるのですか。

教職員課主幹) 特にございません。人事異動方針には、再任用の先生については触れておりませんが、現状は、再任用の先生については触れておりませんが、現任校でのフルタイムを希望された場合は、現任校での勤務の希望を優先すると聞いております。

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

小 石 委 員) 兵庫県公立学校教員採用候補者名簿は、阪神間で働かれる方が登録されているのですか。

教職員課主幹) まずは、採用試験合格者が兵庫県の名簿に搭載され、そこから受験者が阪神や但馬、全県などと希望を出します。その中で、本庁から阪神に振り分けられた搭載者の中から、芦屋市で

面接をしていく形になります。

小石委員) 人数のバランスはいいですか。

教職員課主幹) 大体、5月と9月と12月の年3回予備調査のようなものがございます。その際に、おおまかな退職者数を把握することと、子どもの人数の増減によって、大体の定員を決めていきます。そのバランスと再任用がフルタイムでの希望の場合は、担任としてカウントしていきますので、その全てを加味し、1月に最終的な来年度の初任者の人数を出します。

退職者数と子どもの人数に基づくクラス数で、結構左右されるところはあります。例年の推移としては、10人前後の退職者が出ておりますので、それに近い数字で初任者を提示していく形になっております。今回は、例年より退職者が少ない年ですので、初任者も少なく請求しようかと考えております。

小石委員) この登録名簿は、どの程度人数に余裕があるのですか。結構裏づけやいろんな形などにも、その名簿を使われるので、どのぐらい余裕があるのか気になりました。来年度は少ないということですので、人数に余裕があるのかなと思ったのですが、どうでしょうか。

教職員課主幹) 去年の状況からしますと、各市町村で学級増のときに対応ができるぐらいの人数の合格者を搭載していますので、3回行われる調査で出す人数をもとに、調整していただいています。

教育長) 補足しますと、何人が合格になるのかは、あいまいな部分があるので非常に難しいものです。退職者数を調査し、芦屋市は小学校で何人、中学校は教科ごとで何人というように出し、各市から収集していきます。それを何度か行い、調整し、最終

的な人数を決定します。

最近、今年度の合格発表がありました。県としては合格された方をほぼ採用したいという意向がありますので、その人数に反映させて合格と補欠を決めていきます。教科ごとの人数をみて調整しながら配置をしていくことになると思います。

全県的には1,000人ぐらい採用し、不合格になった方で希望者がいれば、随時、臨時講師などとして勤務をお願いする場合もあります。療休、育休、産休などさまざまな形で補充が必要となるケースは当然出てきますので。

そして、今は少し景気がいいので、免許を持っている方が少ない数学や理科などの教科は、確保が難しいという現状になっております。

小石委員) 先般の教育委員会で条例改正の報告を受けたかと思いますが、いろいろな形で長期で休まれる方についての定数の考え方の見直しがありましたよね。

管理部長) あれは市職員の定数の改正になります。

小石委員) わかりました。今回は県の職員ですね。

教育長) 非常にわかりにくいのは、学校の先生の場合は県費負担職員で、県が採用試験をして合格を打ち、配置します。配置の際には、第一希望、第二希望、第三希望を書き、人気が集中するケースでは、第二、第三希望での配置になります。国の定数法に従って配置を行いますので、市としてはその定数に従った配置しかできません。一方、本市が単独で加配しているものとしては、栄養教諭の加配が該当します。自校調理で行っているので、加配としてつけています。これは芦屋市の食育に対する熱

意のあらわれです。他の教科の場合は、市単費で先生を増やすことまでは行いませんが、チューターなどでの支援を行っております。

県で採用される職員ですが、配属が芦屋市の芦屋市立精道小学校という辞令をもらった瞬間、市教委の服務監督の元で働いてもらうことになります。ですので、その辺りは先生方にも、県からお金が出ていますが、芦屋市の職員だという意識を持っていただくように努めている状況です。

木村委員) 是非芦屋市で働いてほしいと思った人が、近隣市との間で取り合いのようなことにはならないのですか。

教職員課主幹) 取り合いといいますか、本人の希望で芦屋を第一希望にしている場合は採用できます。例えば、西宮市が第一希望で芦屋市が第二希望だった場合、どちらの市も評価がAだった場合は、本人の希望が優先となってしまいます。

教育長) 芦屋市は大変だとなると敬遠されますので、芦屋市で働きたいと思っていただけるような雰囲気作りも大事です。

木村委員) 例えば、本人の希望が第一希望を西宮市、第二希望を芦屋市とされていて、芦屋市がすごくこの方を欲しいと思った場合に、西宮の方で余り動きがなかった場合はどうされるのですか。

教職員課主幹) そのような場合は、西宮市と調整します。

越野委員) 兵庫県の異動方針では、初任者の異動については育成の観点から配置先を考慮するとの文言があります。計画的に配置するというような感じの文言だったと思うのですが、芦屋市も若い先生が増えてきているので、これから若手の先生の育成もすごく大事になってくるかなと思うのですが、若い先生の異動の

スパンや、配置の方針などはありますか。

教職員課主幹) 一応の目安として、大体3年と考えておりますが、学校によっては、結婚で里帰りをされる方など、いろいろな方がいらっしゃいますので、必ずしも3年で動くとなると、経験の浅い方ばかりになってしまう可能性もあるため、そのバランスについては、学校長とのやりとりの中で決めていきます。原則は3年から5年の間で異動し、経験を増やしてもらいたいと考えております。

そして、配属先を決定するときに、この先輩教員と一緒に学んでほしいな、このような方向で学んでほしいなという形で配置はするようには気をつけています。

浅井委員) 再任用の先生は何年で異動するなどの決まりはありますか。

教職員課主幹) 県のフルタイムでの再任用の枠としては、65歳までとなっており、週15時間や週23時間などという、フルタイムでない場合については、非常勤という形となります。フルタイムではない方も、再任用という県の公務員としての枠がある場合は、再任用としての雇用という形になるのですが、再任用なのか非常勤なのかということは、県の予算の関係や4月に行われる始業式の子どもの数で例年決めています。

教育長) 原則、65歳ということですね。

教職員課主幹) そうです。

小石委員) 現在の状況で、一番長い先生は何年ぐらい同じ学校におられるのですか。

教職員課主幹) 一番長い先生で、間に産休・育休が入っているのですが、中学校では18年になります。

小石委員) 部活動の問題など諸般の事情で、異動しにくい先生もいらっしやるのだらうなと思います。

管理部長) そうですね。

小石委員) 芦屋市の中学校は3校しかないので、多分人事当局も大変苦勞されているのかなと思っております。

教職員課主幹) 教科や経験年数のバランスなどもございますし、中学校の場合ですと、生徒が2年生から3年生に上がる際での異動はできるだけ避けたいとは考えています。

教育長) 芦屋市の場合、広い市と比べて学校間の距離が短いため、そのような面では、配置はしやすいですね。

不公平感がないように、丁寧な人事異動をお願いします。

教職員課主幹) はい。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第16号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 閉会宣言